

一般社団法人越前町観光連盟入退会規程

平成27年4月1日 制定

令和6年10月1日 改定

令和8年4月1日 改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人越前町観光連盟（以下「観光連盟」という。）定款第5条及び8条の規定に基づき、観光連盟の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 観光連盟の会員になろうとする者は、入会申込書（様式1）を会長に提出しなければならない。

2 観光連盟への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 観光連盟の目的に賛同するものであること。
- (2) 観光連盟の会員であった者においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- (4) 正会員においては、越前町内に自宅、事務所、事業所その他これらに準ずるものを、賛助会員においては、福井県内に自宅、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するものであること。
- (5) その他会長が特に適当と認めるものであること。

3 会長は、入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（様式2）により入会申込者に通知しなければならない。

4 会長は、入会者を会員名簿に登録しなければならない。

(特典)

第3条 正会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 観光情報や助成事業等の情報の受領
- (2) イベント出店案内等の情報の受領
- (3) 商談会や研修会等、各事業への参加案内の受領
- (4) 観光連盟が作成する印刷物やホームページ等への情報の掲載
- (5) 観光連盟が作成する販促物の会員価格での購入

2 賛助会員は、次の特典を享受することができる。ただし、賛助会員会費を4口以上収めた者に限る。

- (1) イベント出店案内等の情報の受領

(退会)

第4条 会員は、退会届（様式3）を提出して、任意に退会をすることができる。

2 会員が、定款第7条に定める各号のいずれかに該当する場合は、当該会員は退会したものとみなす。

(変更)

第5条 この規程は、定款第5条および第8条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人越前町観光連盟設立の日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。